

(案)

上越市子ども読書活動推進計画 (第4次)

読書を通して 世界が広がる
～わくわくとのであい～



令和6年 月

上越市教育委員会

はじめに

本を読んでいるときに感じる「わくわく」「ドキドキ」「はらはら」「うきうき」。もしかしたら「いらいら」「むかむか」もあるかもしれません。思わず「うるうる」としてしまうことも。

さらには「そうだったのか!」と気付かされることもありますね。

様々な感情を呼び起こし、また、知識が増える喜びを与えてくれる読書は、私たちの心と生活を豊かにしてくれます。

そして子どもにとって読書は、言葉を学び、心を成長させ、人生をより深く生きる力を身に付けるために欠くことができない大切なものです。

この計画では、自ら進んで読書に親しむ子どもを育てていくために取り組む施策についてまとめました。

施策を実施することで、より多くの子どもたちが読書の楽しさに気付いてくれたら… そんなふうに考えています。

目 次

第1章 子どもの読書活動に関する状況等	1
1 子どもを取り巻く環境の変化	
2 国及び県の動向	
3 上越市の取組状況と課題	
第2章 第3次計画の評価・検証	4
第3章 第4次計画の策定にあたって	5
1 計画の位置付け	
2 計画の対象と期間	
3 計画のテーマ	
第4章 目指す姿	7
第5章 子どもの読書活動を推進するための方策	8
1 家庭における子どもの読書活動の推進	9
2 学校等における子どもの読書活動の推進	9
幼稚園・保育園・認定こども園	
小学校・中学校等	
3 地域における子どもの読書活動の推進	13
市立図書館・小川未明文学館	
児童館	
公民館	
4 民間団体の活動に対する支援	17
5 普及啓発活動	18
6 成果指標	18
資料	20

第 1 章 子どもの読書活動に関する状況等

1 子どもを取り巻く環境の変化

(1) 全国的な状況

本格的な人口減少社会を迎え、出生率の低迷により少子化が進行する中、子どもを取り巻く環境は日々変化を続けています。

学校では、小中高等学校の統廃合が進んでいるほか、GIGAスクール構想に基づく校内ネットワークの整備や児童生徒 1 人 1 台のタブレット型情報端末の導入、そして、令和 2 年 1 月に、国内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて以降、休校や各種行事の中止・縮小がありました。

また、近年は SNS に象徴されるように、デジタル社会の中での生活が日常化しており、生成 AI が活用され始めるなど、これまでの概念が大きく変化してきています。内閣府の「令和 4 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、1 日のインターネット平均利用時間は、小学生（10 歳以上）約 3 時間 34 分、中学生約 4 時間 37 分、高校生約 5 時間 45 分であり、1 日 3 時間以上利用する青少年の割合は、小学生（10 歳以上）52.7%、中学生 69.9%、高校生 78.0%となっています。

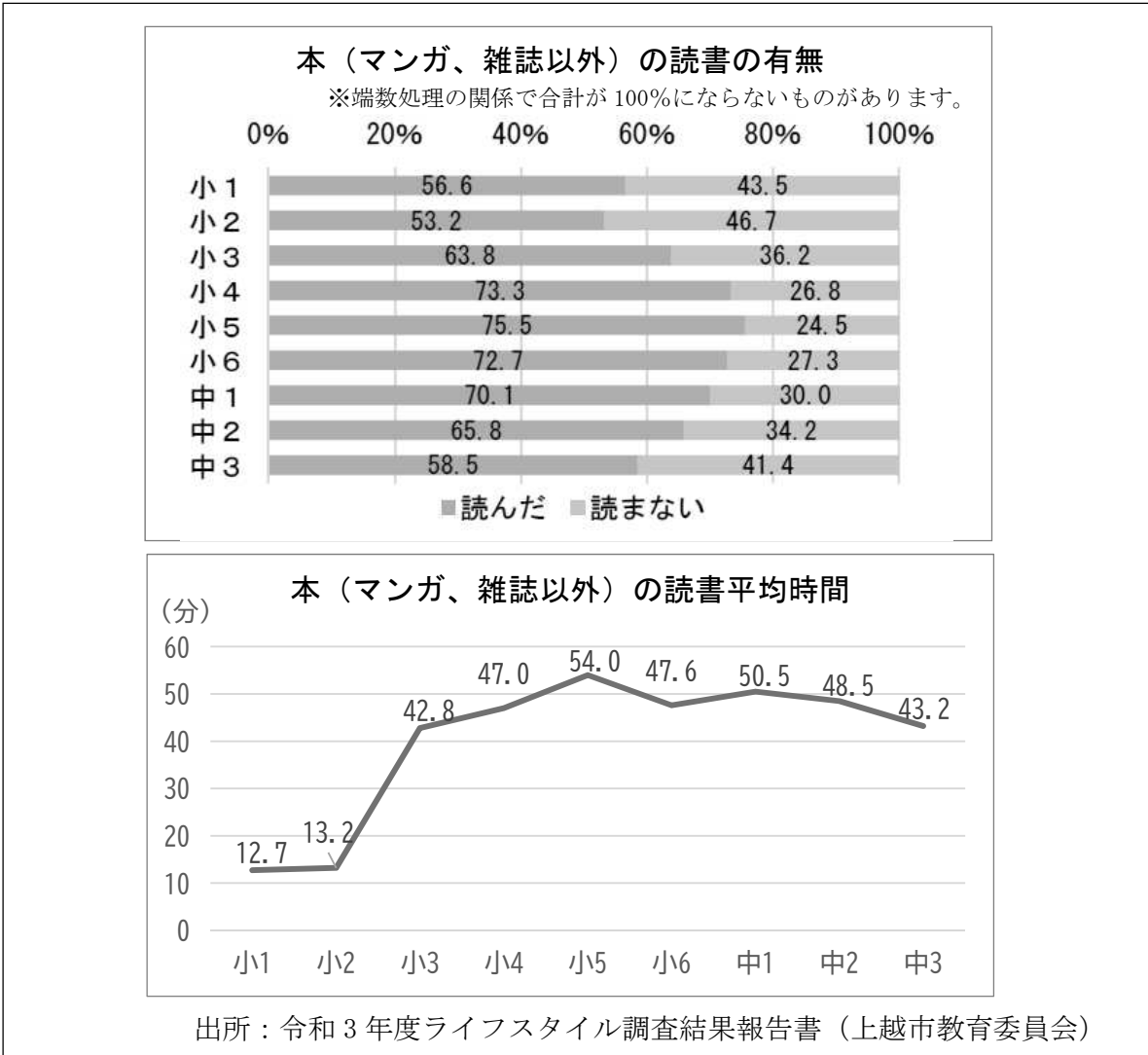
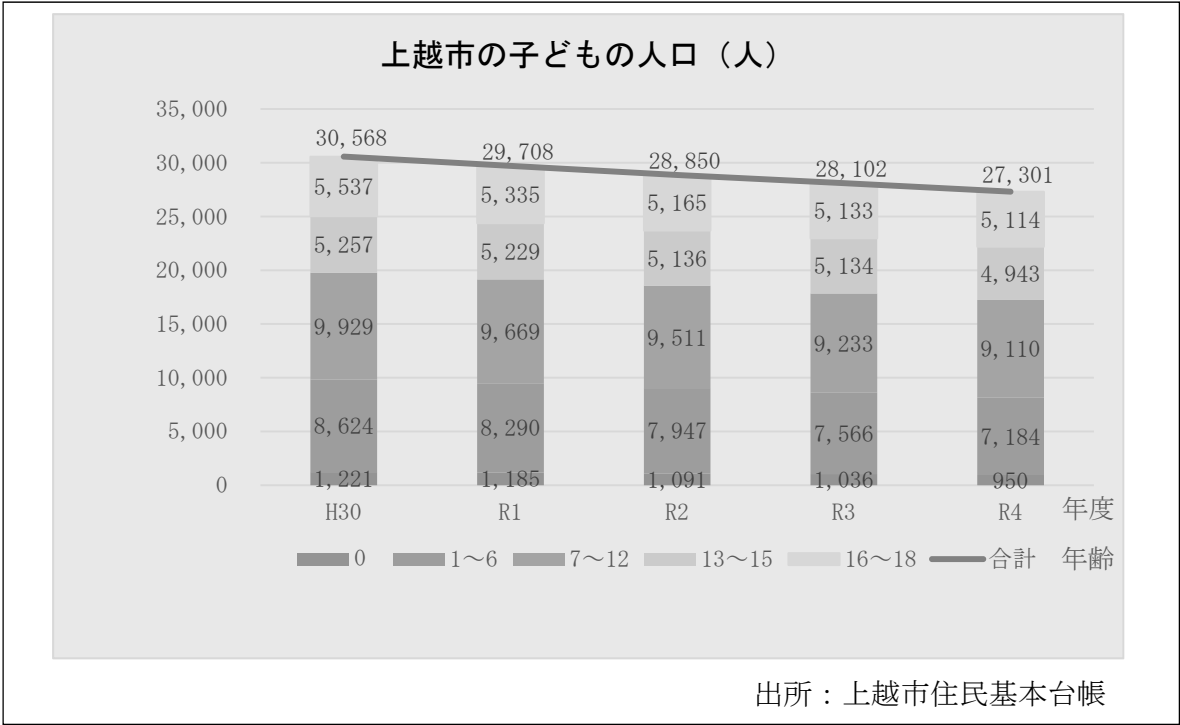
一方、不読率（1 か月に本を 1 冊も読まない子どもの割合）の現状は、令和 4 年の全国学校図書館協議会「学校読書調査」によると小学生 6.4%、中学生 18.6%、高校生 51.1%となっています。

(2) 上越市の状況

上越市の 0～18 歳の人口は、平成 30 年度の 3 万 568 人から令和 4 年度の 2 万 7,301 人と 3,267 人減少、率にして 10.7%減少しています。中でも 0 歳～6 歳の減少率が 17.4%と大きく、一層の少子化が進んでいる実態がうかがわれます。

学校の状況は全国と同様に統廃合が進み、また、デジタル社会への対応が求められ、小・中学校では児童生徒に 1 人 1 台のタブレット型情報端末が導入されています。

読書に関する状況は、令和 3 年度の上越市教育委員会のライフスタイル調査によると、「日頃、学校以外でマンガ、雑誌以外の本をどのくらい読みますか」という項目では、小学 1 年生から中学 3 年生までの平均で 65.5%が読書をしており、読書をしている平均時間は約 40 分となっています。一方で、小学校 1、2 年生及び中学 3 年生は読書をしたと答えた児童生徒の割合の平均が 60%以下で他の学年と比べると低く、また、小学 1、2 年生の読書をした時間の平均は約 13 分と、他の学年よりも短いことがわかりました。



2 国及び県の動向

子どもの読書活動の推進に関し、平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「推進法」という。）に基づき、国では平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、令和5年3月には第5次の計画（計画期間はおおむね5年）が策定されました。また、令和元年には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が公布・施行されました。

さらに、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に代表される教育におけるデジタル化の進展のほか、令和4年1月に、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されました。

一方、県においては、平成16年3月に「新潟県子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定、令和2年3月、第三次の計画（計画期間はおおむね5年）を策定しました。

3 上越市の取組状況と課題

上越市においては、平成16年12月に「上越市子ども読書活動推進計画」を策定、平成21年3月に第2次、平成31年3月に第3次（以下、「第3次計画」という。）と改訂を重ねてきました。

第3次計画の計画期間中には、子どもが読書に関心を持つためのアプローチとして絵本や物語にちなんだ料理を給食献立に取り入れて提供する「おはなしランチ」を市立の幼稚・保育園、小・中学校で実施するなど新たな取組も行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なり、学校等の休校や図書館を含む公共施設の休館、また、感染拡大防止のため集客イベント等も実施できないなど、読書の楽しさを伝える機会が激減し、子どもの読書活動の推進に少なからず影響があったものと考えています。

そのような中、第3次計画の中で課題としていた過去に終了したブックスタート事業に代わる、幼い頃から本にふれる機会を創出する取組として、新生児に1人1冊絵本を贈呈する「はじめて絵本事業」を令和5年度から開始しました。

一方で、第3次計画でもふれていますが、以前から全国的な傾向である学年が上がるにつれての読書量の低下は上越市も同様の傾向であり、特にティーンズ世代（中高生）に対する取組の強化は引き続きの課題です。また、その世代に有効と考えられる電子書籍については、現在、検討は行っているものの導入には至っていない状況です。

第2章 第3次計画の評価・検証

第3次計画は、平成31年度から令和4年度を計画期間として、平成31年3月に策定しました。（途中、終期を1年延長し、令和5年度までとしました。）

◆ 3つの基本方針

- 1 家庭、学校、地域、行政が手を携えた社会全体での取組の推進
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備充実
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

推進のための方策として、家庭における取組、学校等における取組、地域における取組、民間団体への支援、普及啓発活動の5つを掲げ、それぞれの立場で取り組むべきことを記しました。

しかしながら第3次計画の期間は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、様々な制限がある中、感染対策を施しながら地道に取組を進めたものの、令和4年度はほとんどの目標値を達成することができませんでした。

コロナ禍という特殊要因のため、第3次計画に登載した取組を十分実施できたとは言い難い状況であり、効果の検証が難しいことから、取組はおおむね第4次計画に継続し、新たな成果指標により改めてその効果を測っていきます。

＜第3次計画における令和4年度の目標値とその達成状況＞

1 児童書（ティーンズ図書含む）の貸出冊数

現状	目標値	実績	達成状況
311,813 冊	333,000 冊	315,162 冊	未達成

2 おはなし会の回数等

区分	現状	目標値	実績	達成状況
図書館	310 回	320 回	300 回	未達成
公民館	28 回	30 回	39 回	達成
小川未明文学館	19 校	22 校	15 校	未達成

3 学校などの教育施設への団体貸出冊数

現状	目標値	実績	達成状況
6,585 冊	6,700 冊以上	6,550 冊	未達成

4 学校図書館での一人あたりの図書貸出冊数

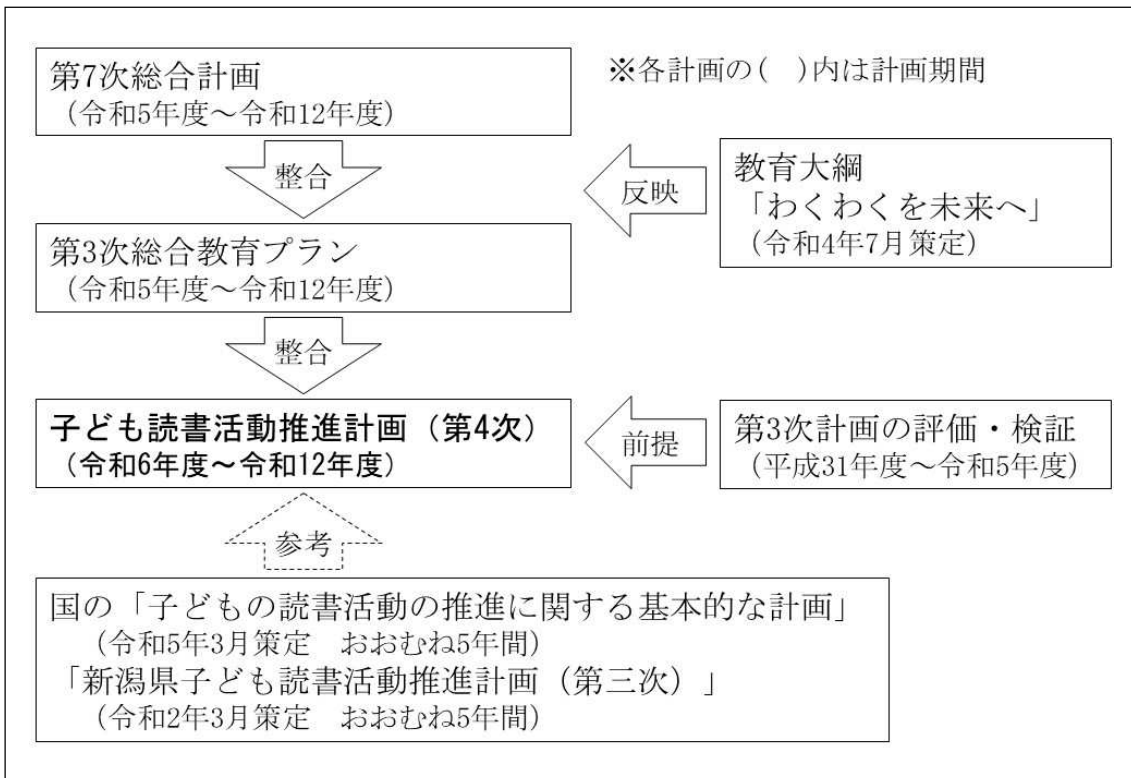
区分	現状	目標値	実績	達成状況
小学校	64 冊	82 冊	73.6 冊	未達成
中学校	6 冊	8 冊	3.9 冊	未達成

※「現状」は平成27～29年度の平均

第3章 第4次計画の策定にあたって

1 計画の位置付け

市の最上位計画である「上越市第7次総合計画」に掲げた政策の方針、方向性と整合を図るとともに、その実現に向けた具体的取組（「上越市第3次総合教育プラン」）のうち、子どもの読書活動の推進のための方策を示します。



2 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

推進法では、子どもを「おおむね18歳以下の者をいう」と定義していることから、それに準じ、0歳から18歳とします。

(2) 計画期間

令和6年度から令和12年度の7年間とし、終期は上位計画である上越市第7次総合計画及び上越市第3次総合教育プランに合わせます。

なお、計画期間が長いことから、時勢に応じて令和9年度を目途に見直しを検討します。

3 計画のテーマ

読書を通して 世界が広がる ～わくわくとのであい～

読書は様々な「わくわく」と出会わせてくれます。

読書をすることで様々な世界を知ってほしい、何か一つでも興味のあることを見つけてほしい、そして読書によって得た学びはきっとその後の人生の可能性を広げてくれる、そんな思いを込めています。

<令和4年7月15日策定 上越市教育大綱「わくわくを未来へ」より>

学んで、カッコいい。

学び続ける 自分のために 何かのために

認めあう 一人ひとりのチャレンジを

心動かしながら このまちの物語を つくり つないでいく

**上越市は、あなたのわくわくする学びを
支えていきたい。**

上越市教育大綱に添えて

この大綱では、上越市の教育の振興に関する施策の根本におくものを表します。教育のまなざしの先には学ぶ人がいます。教育の振興は、いわば学びの振興です。本文前段の「学んで、カッコいい。…」は誰かのつぶやき、後段は市からのメッセージです。学びを振興するうえで大切にしたいことをこの形に表現しました。

心が動く、熱を持つ。そうした学びを続ける一人ひとりが、多様な個性を尊重し共感しあうことで、そのエネルギーは増幅されます。生涯続く営みである学びには、心豊かな人生を支え、社会をよりよい方向へ変えていく力があると信じます。

越後の都として栄え、文教都市としての歴史を刻むこの地を舞台に、老いも若きも、日常のそこかしこにある気づきや発見を教えあったり、構えることなく新たなことにチャレンジしたりする学びの景色が、いっそう広がることを期待しています。

第4章 目指す姿

図書館を始め家庭、学校、地域など様々な場で子どもが読書に親しんでいます。

上越市第7次総合計画では「多様な学びの推進」の目標として、また、上越市第3次総合教育プランでは「図書館活動の推進」の目指す姿として、「図書館を始め家庭、学校、地域など様々な場で市民が読書に親しんでいます。」を掲げています。

本計画では、「市民が」を「子どもが」に置き換えて、目指す姿としました。

これまで本を読まなかった子どもが身近にある本を手にとって読むようになる、本が好きな子どもはより一層好きになる、そして心を豊かに成長させる、そんな姿を目指して、取組を進めていきます。

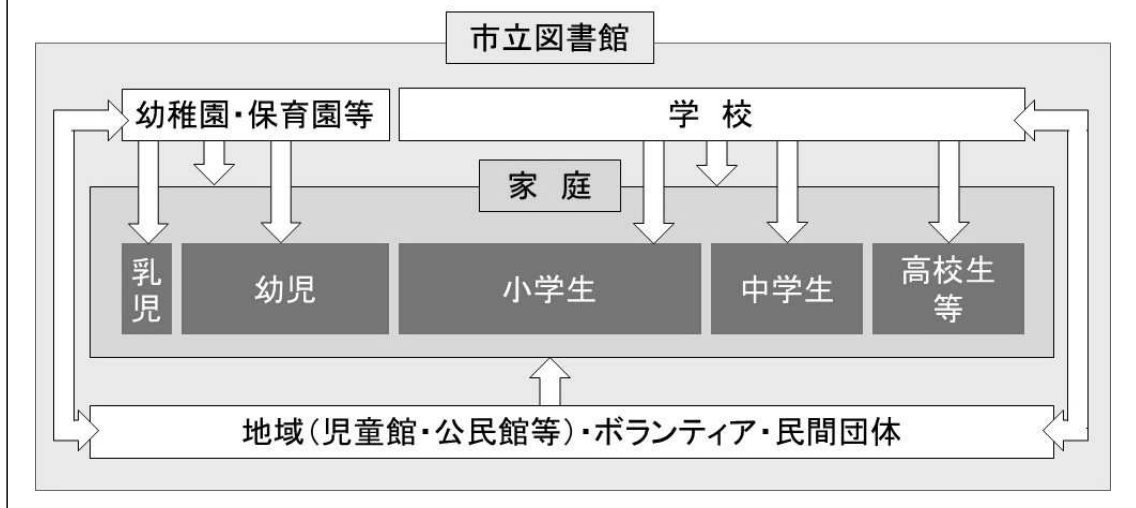
第5章 子どもの読書活動を推進するための方策

子どもの読書活動を推進するにあたっては、家庭・学校・地域等が連携しながら、子どもの成長に合わせた取組を進めていきます。

また、市立図書館が全体の取組状況や成果などの把握に努め、連携先と情報を共有しながら、子どもの読書活動を推進していくこととします。

＜上越市における子どもの読書活動推進体制イメージ図＞

市立図書館は家庭・学校・地域等全てと関わりを持ち、連携を図る必要があることから、全体を包括するイメージ図としました。



1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

デジタル社会が進行する中、価値観や生活スタイルは変化し、子どもが日常的に読書を行う機会は減少を続けています。このような状況下で、子どもの読書活動を習慣化するには、日常生活において最も身近な家庭での取組が大切です。

(2) 上越市が推奨する家庭での取組

子どもは周囲の大人の姿を見て育つことから、保護者や家族に読書活動の意義や重要性を理解していただくとともに、子どもが本にふれる機会をつくり、自主的・意欲的に読書活動に取り組めるよう、次に掲げるそれぞれの取組が、家庭において積極的に実施されることを期待します。

- ・ 図書館や公民館図書室、書店等、本のある場所に家族で出かけること
- ・ 子どもがすぐに手に取れるよう、本のある環境を整えること
- ・ テレビやゲーム、スマートフォンなどから離れる時間を設け、本に親しむ時間を増やすこと
- ・ 保護者や家族など子どもに関わる大人が本に親しむ姿を子どもに示すこと
- ・ 読み聞かせ、子どもと同じ本を読む、本を紹介しあう、本の感想の話し合いなどを通じ、親子のふれあいを創出すること

2 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育園・認定こども園

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園の役割

幼児期の子どもの知育発達を促し、豊かな情操や生きる力の基礎を育てるため、幼稚園や保育園、認定こども園では、幼稚園教育要領や保育所保育方針等に示されているとおり、教育や保育活動の一環として、乳幼児期から絵本や物語に親しめる環境づくりを積極的に行う必要があります。そのため、各年齢に見合った絵本を選定し、幼少期から読書習慣を推奨するなどの啓発に取り組めます。

あわせて、保護者に対し、自ら読書に親しむ子どもを育てるため、読み聞かせの良さや楽しさを伝えます。

(2) 取組

ア 園での取組

上越市内の幼稚園、保育園、認定こども園では、絵本コーナーを設置するとともに、家庭で絵本を楽しめるよう、貸出しを行っています。また、日頃の教育や保育の中でも教諭や保育士等はもちろん、ボランティアによる読み聞かせ等の実施、保護者を交えた行事において親子の読書時間を設けるなど、子どもにとって絵本がより身近なものとなるよう、今後も継続して取り組めます。

イ 家庭への働きかけ

読書を通じて親子のコミュニケーションを図り、物語を共感する中で、子どもの感情、情緒、想像力などをはぐくみ、読書の楽しさを実感することができること、また、小・中学生の兄弟姉妹がいる未就学児には、テレビやゲーム、スマートフォンなどから離れる時間を設けることを推奨するなど、親子で絵本に親しむことの大切さを園だより等で伝えていきます。

小学校・中学校等

(1) 学校図書館等の役割

学校図書館法第 2 条で示されているとおり、学校図書館は教育課程の展開に深く関わって児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設置される施設であり、生涯にわたって学び続ける力をはぐくむためには欠くことができません。学校図書館には、児童生徒への読書指導や自主的な読書活動の場である「読書センター」としての機能と、児童の自主的・協働的な学習活動の支援と、児童や教職員の情報ニーズに対応するための「学習情報センター」としての機能があります。学校図書館がこれらの機能を果たしていくためには、図書や新聞、雑誌などの図書館資料の充実と、司書教諭や学校司書などの人的配置も含めた環境整備が必要です。

各教科の授業での活用を推進するとともに、業間休みや昼休みなど、授業以外の時間でも本に親しむよう働きかけ、さらには家庭・地域においても子どもたちが日常的に生活の一部として読書を行うよう促します。

また、学校図書館利用のモラルやマナーについて、オリエンテーション等を通して計画的に指導していきます。

(2) 取組

ア 全校での取組

上越市の多くの小・中学校が、読書旬間や読書週間などの取組を通して、全校体制で本に親しむ機会をつくっています。教職員やボランティアによ

る読み聞かせや、あらすじや著者紹介などを交えておすすめの本を紹介するブックトーク、児童会や図書委員会主体の読書会や学校内の様々な場所で複数の読み手がそれぞれ読み聞かせを行う辻読書など、各校が工夫して児童生徒が本に興味を持つような取組を行います。

また、特定の日や期間だけでなく、年間を通して日常的に本に親しむ習慣をつくるために、学級文庫の活用、昼の放送を利用した読み聞かせなど、各校の実態に応じて児童生徒の意欲向上につながる取組を行っていきます。

イ 教職員等の意識向上

学校図書館の二つの機能を活用して、読書活動や学習活動を推進するには、学級担任・教科担任・司書教諭・学校図書館教育担当・学校司書などが共通の意識を持つことが重要です。読書活動の重要性について教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の自主的な読書活動を推進するため、児童会活動や生徒会活動との連携を進め、図書委員会の活動などを充実させます。また、計画的にオリエンテーションや図書館利用のモラルとマナーの指導などを行います。

ウ 障がいのある子どもや日本語支援が必要な子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもが本と出会う機会を大切にし、本に親しむ環境を整えるため、絵カードの作成や拡大図書並びに9条図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書のことで、教科書として発行されたものでない一般図書の中から教科書の代わりに使える図書を指す）の利用を促進します。あわせて、特別支援学級担当者や教育補助員などのアイデアやニーズを参考に、誰にでもやさしく読みやすいLLブックや大活字本等を配置します。

日本語支援の必要な子どもが本に親しむことができるように、学級担任や日本語指導担当教員が支援を行うとともに、写真や図・イラストなどを用いてわかりやすく書かれた本やルビ入りの本、絵本や母語で書かれた本など、子どもや職員のニーズを選書にいかします。

エ 家庭・地域との連携

子どもの読書活動を支援し、望ましい読書習慣をはぐくむためには、学校と家庭・地域とが連携した取組を一層充実させる必要があります。

保護者や地域住民のボランティアから、読み聞かせや図書整理等の活動に積極的に協力いただくことで、社会全体で子どもの読書活動を推進する意識を高めていきます。

また、「学校図書館だより」や「学年だより」を発行して、読書に関する情報の提供、家庭での親子読書の奨励、市立図書館や公民館等でのおはなし

会への参加案内など、家庭や地域における読書活動の推進に向けて、学校からも呼びかけを行います。

地域との連携の中でも、市立図書館との協力は特に重要です。市立図書館の団体貸出制度を利用し、1か月間100冊までの貸出しを受けて、調べ学習や一斉読書等に対応していきます。また、市立図書館での施設見学や職場体験活動など、図書館に興味を持つための支援を行います。市立図書館協議会などにおいて情報を提供するなどして、学校図書館と市立図書館の連携を進めます。

(3) 学校図書館等の機能強化へ向けて

ア 学校図書館資料の整備充実

学校図書館の蔵書冊数については、学校図書館図書標準を維持しているものの、蔵書状況の改善が課題となっています。使用年数が長く状態や内容が古くなった本や資料の廃棄を進めるとともに、新刊図書を購入・配置して子どもが本を読んでもらいたくなるような環境整備に努めます。

新たに購入する図書に関しては児童生徒や教職員等の意見を反映するなどして慎重に精査し、子どもたちがよりよい図書を利用できるよう、計画的な蔵書収集・管理に努めます。

イ 学校図書館施設、設備の整備充実

学校においては、これまで以上にゆとりある読書スペースの確保や、図書の整理を行い、児童生徒が学校図書館を利用しやすいよう整備を行います。

ウ 学校図書館の情報化

上越市内の小・中学校は、校内LANを整備し、学校のIT化を推進しています。学校図書館においても、情報端末から蔵書検索ができるように整備を進めています。学校図書館蔵書検索システム「みつけるゾウさん」は、児童生徒の主体的で意欲的な学習活動や読書活動を充実させることを目的に整備したもので、自校の蔵書だけでなく、他校の蔵書検索も可能です。

今後の課題として、各教科・特別活動・総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開し、学校図書館を有効利用するためには、学校図書館蔵書検索システムを効果的に活用する必要があることから、引き続きシステムの改善を図るほか、教員に向けた活用方法や指導方法の研修を実施していきます。

エ 司書教諭及び学校司書の配置

読書センター及び学習情報センターとして学校図書館を有効に機能させるには、司書教諭が十分に専門性を発揮していく必要があります。司書教諭

が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるよう、教職員の増員について機会をとらえて県に働きかけます。

また、平成26年6月に学校図書館法が改正され、学校図書館には学校司書を配置するよう努めなければならないとされました。現状では、学校司書は複数校兼務であることから、定期的に研修を行い、また、外部の研修会に参加するなど、必要とされる専門的・技術的職務を遂行できるように努めます。

オ 障がいのある子どもの読書活動の推進にあたっての機能強化

障がいのある子どもが本と出会う機会を大切に、本に親しむ環境を整えるため、学級担任や教育補助員が読書活動の支援を行うとともに、司書教諭や学校司書との情報共有を大切に、子どもや教職員のニーズをいかした図書館の環境整備を行います。

3 地域における子どもの読書活動の推進

市立図書館・小川未明文学館

(1) 市立図書館・小川未明文学館の役割

上越市立図書館は、地域における読書活動の中核としての役割を担い、全ての子どもが本と出会うきっかけをつくっていく必要があります。そしてそれを進めるため、図書の貸出しだけでなく、おはなし会や図書館こども祭など催し物の開催や、子ども・保護者・学校等への読書に関する情報発信などを行っています。

また、市立図書館4館（高田・直江津図書館及び浦川原・頸城分館）と公民館図書室間では、高田図書館を起点に図書資料の配送を行っており、貸出し・返却や予約した本の受取は基本的にどこでもできるようにしています。さらに市立図書館の本を一定期間、公民館図書室に配置し貸出しも行う巡回配置を行うなど、市内全域への図書館サービスの提供に努めています。

そのほか、読書活動に関わる各種団体に対する支援や活動機会を提供する機能も持ち合わせていることから、地域における子どもの読書活動推進において、市立図書館が果たす役割は極めて大きいものとなっています。

小川未明文学館は、未明文学の紹介や関係資料展示のほか、文学館講座等の開催並びに刊行物の発行を通じて、郷土が生んだ児童文学者・小川未明の作品や業績を広く紹介し、教育、学術及び文化の振興を図っています。あわせて、おはなし会の実施を通し、子どもたちが童話に親しみ、童話を読む楽しさを知るための環境づくりに努めています。

(2) 取組

ア 読書活動に関する情報発信

広報上越やホームページ、図書館だより「パピルス」等にイベントの情報や新着図書を紹介、季節ごとの本の紹介などを掲載するほか、SNSなど様々なメディアを広く効果的に活用し、子どもの読書活動に関する情報を発信し、読書の大切さや楽しさを伝えていきます。

また、テーマ別や年齢別におすすめの本を紹介したブックリストの発行や、学校や図書館で司書が子どもたちを対象に行うブックトークを通じて、子どもたちの興味に応じた本を紹介する、選び方の相談に応じるなどして、子どもと本を結び付ける活動に努めます。

さらには、幼い頃から本に親しむ機会の充実を図り、読み聞かせを通して親子のふれあいの時間を持つことの大切さを伝える機会とするため、上越市に住民登録をした新生児に1人1冊絵本を贈呈する「はじめて絵本事業」を令和5年度から開始しました。絵本と一緒に家庭での読み聞かせを推奨する案内や図書館の利用案内を配付し、生まれて間もない頃から家庭に絵本がある状態をつくとともに、保護者に対し、子育ての過程で図書館を活用してもらえよう促します。

イ 読書活動に関する各種イベントの実施

市立図書館では、おはなし会や図書館こども祭などの催しを実施するほか、市内で開催される様々なイベント等に出張図書館と称して出向くなどして、普段図書館を利用しない層へのアピールに努めます。

小川未明文学館では、定例おはなし会や出張おはなし会、文学館こども祭等を通じて、子どもたちが未明童話に親しむ機会を提供します。

また、市立図書館と小川未明文学館が連携し、市民ギャラリーを利用したおはなし会や講演会等の催し物を実施し、読書の魅力を伝えます。

ウ 公立図書館や関係機関等との連携協力

市立図書館では、地域における読書活動の中枢として他の公立図書館との情報共有を図るため、研修会等に積極的に参加し、情報収集と連携・協力体制の構築、図書館機能の向上に努めます。

また、学校や幼稚園、保育園、認定こども園、その他青少年関係施設・機関等とも連携し、市立図書館の利用促進を図るとともに、青少年の健全育成において有効活用されるよう努めます。

エ 民間団体等との連携協力

子どもの読書活動に関わる方々や団体と連携し、それぞれの特性をいかながら相互に補完し、ともに充実した活動ができるよう、情報の共有化や

関係者の研修機会の創出に努めます。

オ 学校との連携協力

市立図書館では、学校への図書等の資料提供にあたり、調べ学習や一斉読書等に対応ができるよう、一般の貸出し利用とは別に団体登録制度を設け、1校に1か月間100冊までの団体貸出しを行うなどしており、これを継続することで児童生徒の読書活動への支援を行います。

また、司書が依頼を受けて学校に出向き、読み聞かせやブックトークを行う機会や、図書館利用の機会を増やしてもらうため、学校への働きかけを続けるとともに、学校と市立図書館が連携・協力していけるよう、時宜を見て子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。

(3) 機能強化へ向けて

ア 資料の整備充実

市立図書館では、子ども自身はもとより、保護者や学校、子どもの読書活動に関わる団体や個人が、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料を選択することができ、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう、引き続き子ども向け資料の充実に努めます。

具体的には、長く読み継がれてきた資料、評価の定まった資料、地域にゆかりのある資料、地域の民話や昔話、乳児から高校生までの年代別資料、調べ学習等の関連資料、外国語資料及び障がいのある子どものための資料などの充実を図ります。

小川未明文学館では、小川未明を市内外に発信する拠点としてだけでなく、子どもが物語に親しみやすい場という視点からも、資料の収集や展示資料の充実を図ります。

イ 児童コーナー・ティーンズコーナーの整備充実

市立図書館における児童コーナーは、子どもが本を手にとって楽しむ場所としてだけでなく、親子のふれあいの場として、また、おはなし会等のイベントの会場として不可欠です。分館を含め使いやすく温かみのあるコーナーとなるよう工夫していきます。

また、ティーンズコーナーでは、主に中高生の関心が高いと思われる資料の充実を図り、将来へ向けて読書習慣を持続していくきっかけとなるよう努めます。そのほか、中高生に向けた学校生活などの支援につながる図書を紹介するブックリストの作成・配布や、中高生を対象としたイベントを企画するなど、特に読書離れ、活字離れと言われている世代へアプローチします。

ウ 障がいのある子どもや日本語支援の必要な子どもへの支援充実

要望に応じた録音図書の作製や対面朗読を、協力者とともに行います。また、外国語資料の収集を行うほか、LLブックの活用などを進めます。

さらには、誰もが利用しやすい図書館の環境整備に努めるとともに、図書館に来館せずとも利用できる電子書籍の導入について検討を進めます。

エ 職員研修の充実

司書は専門的知識をいかし、レファレンス（調査・相談）やブックトーク等を通じた図書の紹介を行っています。今後も各種研修会に積極的に参加するなど、継続的にスキルアップを図っていきます。

オ 市立図書館のデジタル化

市立図書館 4 館を結ぶコンピュータシステムを整備しており、利用者自らが図書館ホームページから本の予約や、貸出履歴の確認、仮想本棚の作成などができるようになっていきます。

これらの機能の充実を図っていくとともに、児童生徒に 1 人 1 台タブレット型情報端末が与えられている状況を踏まえ、これを活用でき、また、特に読書離れが懸念されている中高生世代へのアプローチも期待できる電子書籍の導入について検討を進めます。

児童館

（１）児童館の役割

児童館は、子どもたちに健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにするため、市内 2 か所に設置しています（諏訪児童館、名立児童館）。

児童館には図書室の設置が義務付けられており、配置されている本について自由に読書ができるようになっています。

（２）取組

児童館では市立図書館と連携し、広く、数多くの優れた図書を配置できるよう努め、子どもが読書の楽しさを覚える環境を整備していきます。

また、読み聞かせボランティアの受入れなどにより、本とふれあう機会をつくっていきます。

公民館

（１）公民館の役割

公民館は社会教育施設であり、地域の方の要望を踏まえながら、実際生活に

即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって地域の方の生活文化の振興、健康の増進等に寄与することを目的としています。

その目的が達成されるよう、公民館事業及び地域に根ざした活動に役立つ図書資料を備え、活動の促進に努めています。

(2) 取組

公民館では、地区公民館事業や地域の読み語り団体によるおはなし会等の実施により、子どもから大人まで、本に親しむ機会を提供するとともに、本に興味・関心を持つきっかけをつくっています。

また、公民館図書室には、地域に根ざした活動をより豊かに充実させるための機能があります。

まず、「身近な図書室」として、学ぶ楽しさを知るための入り口となり、子どもを始め地域の方々が気軽に本を手にするきっかけをつくり、利用者の読書ニーズに応えるようにしていること、次に「まちづくりのための資料室」として、地域要望を踏まえた図書資料を選定・収集していること、そして「学びをサポート」する機能として、公民館事業に関わる図書資料や講座参加者、公民館を利用する自主サークルなどが学びを深めるために必要な図書資料を所蔵していることが挙げられます。

あわせて、本を手にする環境を整え、季節や年齢に合わせたおすすめの本を紹介するなど、これからもより多くの方から利用していただく方策を進めていきます。

4 民間団体の活動に対する支援

(1) 民間団体等の役割

市内には読み聞かせ等の活動グループや子どもの本に関する研究グループが複数存在し、地域の子どもの大人を対象に本に接し読書に親しむ様々な機会を提供しています。学校や幼稚園・保育園等への出張公演や、市立図書館や公民館等で行われるおはなし会への定期的な出演など、各グループとも積極的に活動を行っており、子どもが読書に親しむ機会の充実が図られています。

(2) 活動への支援

市では、読書活動に関わるグループなどに対し、地域に根付いた活動ができるよう機会や場所の提供、自主イベントや発表会の広報協力など、それぞれ魅力と特色ある活動が継続的に進められるよう支援していきます。

また、子どもの読書活動の推進への取組を継続し、その功績が顕著であるグループ等について、上越市表彰を始めとした各分野における功労者の表彰制度に積極的に推薦するなど、息の長い活動をさらに継続していただけるよう

支援します。

5 普及啓発活動

(1) 広報・啓発活動の推進

市立図書館では春の「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、秋の「読書週間（10月27日～11月9日）」などを中心に読書活動に関する催し等を実施していますが、より多くの市民へ読書の大切さや楽しさを伝えていくためには、特定期間にとどまることなく、情報を発信していく必要があります。

そのため、広報上越や市及び図書館ホームページ、市のSNS、図書館だより「パピルス」、地域の新聞等様々なメディアを広く効果的に活用し、イベントや新着図書の紹介などの広報活動に努めます。

また、「はじめて絵本事業」のほか、小学校の新一年生の保護者を対象に図書館利用案内のリーフレットを配布するなど、時機を見た啓発を続けていきます。

そのほか、学校からも「学校図書館だより」や「学年だより」を通して、家庭や地域における読書活動の推進に向けて、呼びかけを行います。

今後も効果的な方法を模索しながら、市民に読書活動が浸透し、子どもが本に興味を持つ機会が増えるよう取り組んでいきます。

(2) 優れた取組・図書の奨励

文部科学省では、子どもの読書活動に関して優れた取組を行っている図書館・個人・団体に対し、「子どもの読書活動優秀実践団体」として表彰を行っています。そのほか、上越市表彰を始めとした各表彰制度があることから、市は、市内のグループや個人の熱意ある取組について積極的に情報を収集し、適宜、推薦するなど、今後も子どもの読書活動の推進に貢献していただけるよう顕彰していきます。

また、子どもが健全な成長をとげるためには、優れた本との出会いが重要です。推薦図書のリストを作成し、実際に本を手にとってもらえるように展示を行うほか、おはなし会やブックトークでおすすめの本を紹介するなど、子どもと優れた本との出会いの場と機会を創出します。

6 成果指標

本計画の目指すべき姿である「図書館を始め家庭、学校、地域など様々な場で子どもが読書に親しんでいる状態」の実現に向け、取組の進捗状況を測るため、次のとおり成果指標を設定します。

なお、現状値及び中間目標値については、それぞれのデータ集計時点による

年度で設定しています。

(1) 学校以外で日頃から読書（マンガ・雑誌以外）をしている小・中学生の割合【「ライフスタイル調査」より】

上越市教育委員会で3年に1回の周期で実施している、小・中学生を対象とした「ライフスタイル調査」の項目の一つである「本（マンガ、雑誌以外）の読書の有無」から、小学1年生から中学3年生までの学年ごとの数値の平均を指標とします。

現状値 (R3)	中間目標値 (R9)	目標値 (R12)
65.5%	現状値以上	R9 調査値以上

(2) 市立図書館における人口に対する18歳以下の利用登録の割合

本計画の対象に合わせ、18歳以下の人口に対する市立図書館の利用登録の割合を指標とします。

現状値 (R4)	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
18.3%	18.7%	19.1%

資 料

1 市立図書館統計

(1) 年度別実績

区分	蔵書冊数	視聴覚資料 所蔵点数	図書購入費 (予算額)	登録者数	貸出者数
平成 30 年度	448,492 冊	4,284 点	18,528 千円	33,519 人	206,860 人
令和元年度	453,390 冊	4,293 点	17,247 千円	35,627 人	210,518 人
令和 2 年度	457,200 冊	4,309 点	16,227 千円	37,740 人	181,896 人
令和 3 年度	461,991 冊	4,311 点	15,833 千円	37,738 人	199,038 人
令和 4 年度	461,971 冊	4,314 点	13,750 千円	20,744 人	195,137 人

区分	貸出資料 点数	レファレンス件数	予約・リクエスト点数		人口
				うちインターネット での予約等	
平成 30 年度	797,568 点	6,228 件	68,609 点	(49,657 点)	190,386 人
令和元年度	799,341 点	5,924 件	72,410 点	(54,001 点)	188,360 人
令和 2 年度	704,185 点	4,366 件	73,336 点	(56,854 点)	186,700 人
令和 3 年度	753,401 点	4,567 件	79,918 点	(63,461 点)	184,367 人
令和 4 年度	719,007 点	4,223 件	82,743 点	(69,264 点)	182,557 人

*市立図書館 4 館（高田・直江津図書館、浦川原・頸城分館）の合計数値。

*蔵書冊数及び図書購入費には雑誌、新聞、視聴覚資料を含まない。

*令和 4 年度の登録者数が大幅に減少したのは、一定期間利用のない登録者データを削除するにあたり、抽出条件を精査したため。

*貸出者数及び貸出資料点数には、雑誌と視聴覚資料を含む。団体は含まない。

*人口は「ニイガタ地域経済指標」（新潟県統計課・新潟県統計協会）の各年 5 月号に掲載されている新潟県推計人口（直近の国勢調査（確定値）による人口を基準）。

(2) サービスの指標

項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人口に対する登録者の割合 (登録者数/人口×100)	17.6%	18.9%	20.2%	20.5%	11.4%
人口一人あたりの貸出資料点数 (貸出資料点数/人口)	4.2 点	4.2 点	3.8 点	4.1 点	3.9 点

項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録者一人あたりの貸出資料点数 (貸出資料点数/登録者数)	23.8 点	22.4 点	18.7 点	20.0 点	34.7 点
1 回あたりの貸出資料点数 (貸出資料点数/貸出者数)	3.9 点	3.8 点	3.9 点	3.8 点	3.7 点
登録者一人あたりの利用回数 (貸出者数/登録者数)	6.2 回	5.9 回	4.8 回	5.3 回	9.4 回
人口一人あたりの蔵書冊数 (蔵書冊数/人口)	2.4 冊	2.4 冊	2.4 冊	2.5 冊	2.5 冊
人口一人あたりの図書購入費 (図書購入費/人口)	97 円	92 円	87 円	86 円	75 円

(3) 団体貸出の状況

区分	貸出回数	貸出点数	
			うち学校など教育施設への貸出点数
平成 30 年度	1,315 回	16,097 点	(6,585 点)
令和元年度	1,005 回	14,149 点	(6,436 点)
令和 2 年度	1,055 回	15,238 点	(7,941 点)
令和 3 年度	1,036 回	16,774 点	(7,906 点)
令和 4 年度	1,011 回	15,969 点	(6,550 点)

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3 上越市立図書館協議会委員名簿

任期：令和5年6月15日～令和7年6月14日（敬称略）

氏名	選出区分	所属・役職
保坂 哲	学校教育関係者	新潟県立高田北城高等学校長
西條 正人	学校教育関係者	上越市立三和中学校長
清水 憲子	学校教育関係者	上越市立南川小学校長
上原 みゆき	社会教育関係者	高田文化協会理事
高野 省子	家庭教育関係者	読み語りジャックの会代表
内田 貴代美	家庭教育関係者	認定NPO法人マミーズネット
小埜 裕二	学識経験者	上越教育大学教授
赤松 雅史	学識経験者	元新潟県立高田特別支援学校長
太田 恵美	市民公募	
佐藤 美奈子	市民公募	

4 上越市子ども読書活動推進計画策定関係課等

部局名	課等名
こども・子育て部	こども政策課、幼児保育課
文化観光部	文化振興課
教育委員会	学校教育課、社会教育課、高田図書館、直江津図書館

上越市子ども読書活動推進計画(第4次)

令和6年 月 策定・発行

発行 上越市教育委員会

編集 上越市立高田図書館

〒943-0835 上越市本城町 8-30

TEL 025(523)2603 FAX 025(526)6711

上越市立直江津図書館

〒942-0001 上越市中央 1-3-18

TEL 025(545)3232 FAX 025(543)2067

URL <https://www.lib.joetsu.niigata.jp/>